

京都市北区北部山間地域まちづくり構想策定業務委託について、公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定を行うに当たり、次のとおり参加者を募集します。

平成24年7月23日

京都市長 門川 大作

## 1 業務内容

### (1) 業務名称

「京都市北部山間地域まちづくりビジョン（仮称）策定業務」

### (2) 履行期間

契約の日から平成25年3月15日（金）まで

### (3) 成果物納品場所

京都市北区役所地域力推進室

## 2 業務仕様書の配布方法

### (1) 手渡しによる配布

次に定めるとおり配布場所へ来所すること。

#### ア 配布期限

平成24年7月31日（火）まで。

ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、配布を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### イ 配布場所

(ア) 郵便番号 603-8511

(イ) 住所 京都市北区紫野東御所田町33-1  
京都市北区役所地域力推進室

(ウ) 配布者 北区役所地域力推進室 企画担当

(エ) 電話番号 075-432-1199

### (2) 電子メールによる配布

事業者名，担当者名，連絡先電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記のうえ，電子メールにより請求すること。（様式自由。必ず着信確認を行うこと。）

依頼の電子メール確認後，2日以内に業務仕様書のPDFデータを返信する。

ア 配布依頼受付期限

公告の日から平成24年7月31日（火）正午まで。

イ 依頼先

北区役所地域力推進室 企画担当

電子メール kita-ku@city.kyoto.jp

ウ その他

メールの件名欄に「プロポーザル仕様書配布依頼」と記載すること。

### 3 受託候補者の資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 企画提案書提出日から選定結果の通知の日までの期間に，京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 総括管理者又は業務担当者について，企画提案書提出日以前に，山間地域の地域振興又はまちづくり等に関する構想，計画，事業等の業務の実績があること。ただし，当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限る。
- (3) 総括管理者及び主な業務担当者が属する本社，支社，事務所又は営業所等の所在地が京都府内又は隣接府県であること。
- (4) 業務を確実に遂行できる態勢，規模を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 団体若しくはその代表者又は構成員が指定暴力団の構成員でないことのほか，受託者としてふさわしくない者でないこと。

### 4 問合せ方法，期限及び提出先

- (1) 問合せ方法及び期限

本件に関する問合せは、平成24年7月26日（木）正午までに電子メールにて行うこと。（様式は自由。質問の返信先メールアドレスを明記し、必ず着信確認を行うこと。）

(2) 提出先

北区役所地域力推進室 企画担当

電子メール kita-ku@city.kyoto.jp

(3) 回答方法

平成24年7月30日（月）までに、質問者全員に対し電子メールで回答する。なお、参加意思確認書を提出した者には改めて回答を通知する。

5 参加意思確認書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思確認書（業務仕様書に添付する第1号様式）をFAXにて提出すること。なお、複数事業者の共同体が提出する場合は、事業者代表を明記のうえ全ての事業者の連名によるものとする。

(1) 提出期限

平成24年8月1日（水）午後5時

(2) 提出先

北区役所地域力推進室 企画担当

FAX 075-432-0388（必ず着信確認を行うこと。）

6 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

(1) 提出書類

提出に当たっては、業務仕様書を熟読のうえ、業務仕様書の様式に従い、次の4つの書式について、それぞれ8部ずつ作成すること。更に、添付書類がある場合も、いずれも8部ずつ作成すること。

ア 企画提案書

イ 担当者調書

ウ 提案調書

エ 見積書

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）するものとし、これ以外の方法（FAX，電子メール等）による提出は受理しない。

(3) 提出期限

平成24年8月14日（火）まで（ただし、休日は受け付けない。）。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は郵送期限必着とする。

(4) 提出場所

2の(1)イと同じ

## 7 受託候補者の選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

本市職員等で構成する受託者選定委員会において、提出された企画提案書等についてヒアリングを実施し、審査のうえ順位を決定する。（ただし、応募多数の場合は、企画提案書等による一時審査（書面審査）を行い、優秀と認められた提案者のみヒアリングを実施する。）

このうち第1順位の提案を行った事業者を受託候補者、第2順位の事業者を次点候補者として選定する。

ア ヒアリングの日程

8月21日（火）～23日（木）のいずれかで行う。

イ ヒアリングの通知

8月17日（金）までにFAXで行う。

(2) 審査基準

書類審査及びヒアリング審査においては、以下の項目で審査する。

ア 類似業務等の実績及び本業務に対する業務遂行体制

- (ア) 統括管理者及び業務担当者の同種・類似の業務の実績
- (イ) 統括管理者及び業務担当者の委託業務に対する専門的知識・能力
- (ウ) 本業務の遂行体制
- (エ) 緊急時の対応体制

イ 提案事項等

- (ア) 本業務の理解度
  - (イ) 提案の的確性
  - (ウ) 提案の成果達成の期待度・実現性
- ウ 受託希望金額

## 8 選定結果の通知

### (1) 通知の方法

平成24年8月27日（月）までに，選定結果を文書で通知する。

### (2) 選定されなかった事業者に対する理由の説明

選定されなかった理由について説明を求める事業者は，(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に，書面により，理由の説明を求めることができる。これに対する回答は，説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

## 9 契約の締結

受託候補者として選定した事業者と契約に関する協議を行い，契約を締結する。なお，協議が調わない場合は，次点候補者と契約に関する協議を行う。なお，業務仕様書は契約段階において変更することがある。

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は，事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書に記載された総括管理者及び業務担当者は，企画提案書の提出後に変更することはできない。ただし，その変更に合理的な理由があり，同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合にはこの限りではない。
- (3) 提出された技術提案書等は，事業者に戻さない。
- (4) 契約後において，企画提案書等に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は，契約を取り消すことがある。
- (5) 本委託業務の予定価格は4，200千円（税込）である。
- (6) 本ビジョンは，平成24，25年度の2箇年で策定の予定であり，本プ

ロポーザルに係る業務は平成24年度分の業務である。

平成24年度に引き続き、平成25年度も「京都市北部山間地域まちづくりビジョン（仮称）策定業務」を発注する場合は、本業務と一連の業務となることから、当該委託業務受託者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合や、本市の競争入札参加停止中の場合を除き、当該委託業務受託者と随意契約を行う場合がある。

- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（北区役所地域力推進室）